

## 建設業の一人親方問題に関する検討会 規約

### (名称)

第1条 本検討会は、「建設業の一人親方問題に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 検討会は、技能者の処遇改善や法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備等を図るため、学識経験者・建設業者団体等が一体となって、規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等の諸課題に関し、実効性のある施策を推進することを目的とする。

### (協議事項)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、以下の事項について協議する。

- 一 職種ごとの一人親方の実態把握
- 二 規制逃れを目的とした一人親方化対策
- 三 一人親方の処遇改善対策
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第4条 検討会は、学識経験者、建設業者団体、その他検討会が必要と認める者を構成員とする。

- 2 検討会に座長を置き、座長は構成員の中から互選により選任する。
- 3 座長は、議長として議事を整理する。

### (会議)

第5条 検討会は構成員の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、やむを得ない理由により構成員が検討会に出席できない場合は、代理出席を認める。

- 2 検討会は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。
- 3 検討会は、原則として非公開で開催する。
- 4 検討会の配付資料は、原則として国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務を処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、令和2年6月25日から施行する。(令和2年10月5日一部改訂)